

東リ健発第40号
令和5年3月1日

組合員 各位

東リ健康保険組合

令和5年度の健康保険料率の改定について

平素は当組合の事業運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合の事業運営は、組合員の皆様、および事業主よりお納めいただいた保険料収入のみで行っておりますが、ここ3年の財政状況は収入を上回る支出が発生し、いわゆる経常赤字が続いております。

そのため、準備金（いわゆる貯金）でその赤字を補填してきましたが、来年度以降はその準備金も底をつき、運営が出来なくなる見込みとなっております。

主な原因は、保険給付費、高齢者拠出金の増大によるものですが、財政改善のためには保険料率を上げて保険料収入を増やすことで対応するしかありません。

そのため、下記の内容で令和5年3月より（保険料納入は同4月より）改定させていただきます。

	健康保険料率	内訳	
		(会社負担分)	(被保険者負担分)
現行	9.0%	4.6%	4.4%
改定後	10.5%	5.4%	5.1%

(詳細は別紙1「健康保険料率改定前後比較表」を参照)

改定後の料率は、主に中小企業等が参加している「協会けんぽ（兵庫県）」の料率(令和5年度 10.17%)を上回っておりますが、当組合が属する「組合健保」には組合員様にとって、様々なメリットがあります。(詳細は別紙2「東リ健康保険組合の組合員様にとってのメリットについて」を参照)

当組合として、今後も「組合健保」として皆様の健康づくりのお手伝いを続けて参りたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、市区町村が運営する介護保険制度を支えるための介護保険の「介護保険料率」には変更はありません。

以上